

平成 2 9 年 8 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 29 年 8 月 24 日 (木曜日)

平成29年8月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年8月24日(木曜日) 午後2時00分～午前3時10分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 正 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 8 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 12 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、3 番の北之口委員と 5 番の淵脇委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 1 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願います。

議長： 説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告ですが、私の担当地区なので報告いた
します。〇〇さんが〇〇に居住しているため、土地を処分するということになりまして、
〇〇さんがこの地に住みたいということで、農地も購入していただくことになり、今は
申請地の隣に家を建てるという段階であります。畑については、以前は家庭菜園的に使
用されておりましたが、現在は畑としては利用していない状況であります。本人とも話
しをし、今後、住宅建築後に畑に復旧するというのを聞いております。今回の申請に
ついては、問題はないものと思います。

議長： これより質疑に入りますが、私の親類の議題でございます。
よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席いたしま
すので、会長代理に議長をお願いします。

(〇〇委員 退室)

会長代理： これより、質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

会長代理： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号 受付番号 1 番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第1号 受付番号1番は許可することに決定いたします。

(〇〇委員 入室)

議 長： 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請、1件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第2号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

6 番： はい。

議 長： 6番、溝田委員。

6 番： 8月18日、〇〇氏と会長、事務局、徳留、吉永両委員の立会いの下、現地調査をしました。申請地は〇〇の〇〇から北へ300m程の町道沿いで、〇〇方面と〇〇方面の十字路の手前左側です。北と西は宅地、町道を挟んで東側も宅地であります。南側は墓地です。なお、北西の少し離れたところに水田地帯が広がっており、現在、普通水稻が作付けされております。調査の意見としまして、申請地は第1種農地であるので原則不許可であります。集落接続地域ということで許可の対象となると思います。北西部の水田地帯ですが、この申請地に住宅が建てられた後、排水などきちんとれるということで、何ら問題はないと考えられます。皆様のご審議方よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 補足説明でございます。申請面積559㎡で一般住宅の建築基準であります、500㎡を超過しておりますが、15ページの航空写真をご覧いただきたいと思ひます。申請地の西側が2~3mの崖となっており、安全性を確保するために建築物自体を東側、町道寄りに建築されるという計画となっておりますので、安全性を確保するための59㎡超過であり、県への申請に関し問題ないと判断しております。

議 長： 皆様の方から、何かございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第2号 受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 16ページの議案第3号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第3号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

1 番： はい。

議 長： 1番、吉永委員。

1 番： 受付番号1番の〇〇さんの経営面積がおかしいのではないですか。それと、4番と5番の〇〇さんですが、農業をされていらっしゃるのですか。よく聞くとトラクターも持ってらっしゃらないという話ですが、このバレイショですが、瀬崎推進委員が詳しいと思いますが、瀬崎推進委員が借りられているところの上です。トラクターがないのにバレイショができるのですか。

事務局： ここは遊休農地として上がっていた農地でありまして、遊休農地を解消した後にバレイショを植え付けるという計画になっております。耕作放棄地であったため、農業管理センターにお願いしまして、復旧されているということを知っております。開墾できない部分については、重機を入れて畑に復元させた後にバレイショという計画となっております。そして、〇〇さん自体につきましては、〇〇の〇〇付近において、熱帯果樹などを植えられているということで、利用権設定を受付けているところです。〇〇さんの面積につきましては、農家台帳を確認しておりますので、後程、回答させていただきたいと思っております。

1 番： この〇〇さんはバレイショを植えないでしょ。誰か人を雇って作ると聞きますが。

議 長： 暫時、休憩とします。

(休憩)

議 長： 休憩前に引き続き、審議を再開します。

事務局： はい。

議 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 先ほどの〇〇さんの面積ですが、〇〇さん自体の面積が全体で 946 m² 所有しております。その中で、今回 767 m² を利用権設定するという事で、残りが 179 m² になるということです。

10番： はい。

議 長： 10番、徳留委員、どうぞ。

10番： 1番と2番ですが、同じようなところで、〇〇円と〇〇円です。この開きはどのようなことですかね。それと、〇〇さんの経営面積の 4209 m² は少ない気がしますが。

事務局： 〇〇さんのところは、タバコも作られるということで前回同様に〇〇円と、〇〇さんについては継続ということですので、金額はそのままということになっております。

10番： 本人同士が交渉をしなかったということですね。

事務局： そうだと思います。特に〇〇さんについては、お父様が亡くなられましたので、今回は〇〇さんの名義となっており、そのような経緯があり継続でされているのではと思われます。

10番： 分かりました。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： 事務局。

事務局： 先ほどの〇〇さんの面積でございます。詳細を申し上げますと所有地が 1477 m²、借入地 2732 m² が農家台帳に登録されておりますので、計の 4209 m² となっております。

議 長： よろしいですか。

10番： はい。

議 長： 他に。

12番： はい。

議 長： 12 番、横原委員。

1 2 番： 3 番の〇〇ですが、賃借料の〇〇円、ここは統一されているのでは。

7 番： 3,000 円で統一されております。

1 2 番： 統一されて、〇〇円ですか。〇〇円のところもあれば〇〇円のところもあり、ここだけ〇〇円というのも、畑かんを使用しているのに、その使用料もあるはずだが。

7 番： 畑かん使用料は無料です。

1 2 番： 今までは、ここに関しては〇〇円とか〇〇円とかに上がってきたはずだが。

7 番： 借り手もない状態で、最近は安くなってきている感じがする。

議 長： いろいろあるかと思いますが、今後の進め方として諸々考えながら利用権設定についても進めていただきたいと思います。横原委員、よろしいですか。

1 2 番： はい。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 3 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 3 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を
送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 29 年 8 月南大隅町農業委
員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員